

北海道における建設業許可業者又は無許可業者の不正行為 に対する監督処分の基準

1 趣旨

この基準は、建設業法（以下「法」という。）第28条及び第29条に基づき、北海道知事が監督処分（以下「処分」という。）を行う場合の統一的な基準であり、北海道における建設業許可業者又は無許可業者の不正行為に厳正に対処し、もって建設業に対する道民の信頼確保と不正行為の未然防止に寄与することを目的とする。

なお、この基準は、行政手続法第12条の規定による処分基準とする。

2 処分の基本的な考え方

処分は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するという法の目的を踏まえつつ、この基準に従い、当該不正行為の内容、情状等を総合的に勘案して行うものとする。

3 営業停止処分に係る限定措置

(1) 地域限定措置

原則として地域限定措置は行わず、全道に及ぶ処分を行う。ただし、当該不正行為が地域に限定され、かつ、当該地域の担当部門のみで処理されたことが明らかな場合（当該不正行為に法人の役員等が関わった場合を除く。）は、必要に応じて当該地域に限った処分を行うこととする。

なお、この場合における地域の範囲は、当該不正行為が行われた場所が所在する総合振興局及び振興局の管内全域とする。

(2) 業種限定措置

原則として業種限定措置は行わず、全ての業種に及ぶ処分を行う。ただし、当該不正行為が他と区別された特定の工事に限定され、かつ、当該工事の担当部門のみで処理されたことが明らかな場合（当該不正行為に法人の役員等が関わった場合を除く。）は、必要に応じて当該工事に係る業種に限った処分を行うこととする。

なお、この場合における業種は、法別表第1に規定する工事に係る業種とする。

(3) 公共・民間工事別の限定措置

原則として公共・民間工事別の限定措置は行わず、全ての工事に及ぶ処分を行う。ただし、当該不正行為が公共工事（当該公共工事についての各下請契約を含む。）の執行そのものに係るものであり、かつ、当該工事の担当部門のみで処理されたことが明らかな場合（当該不正行為に法人の役員等が関わった場合を除く。）は、必要に応じて公共工事に限った処分を行うこととする。

4 刑に処せられたことを処分事由として処分を行う場合の基準

送検後に起訴猶予となる場合も想定されることから、原則として刑の確定後に処分を行うこととする。

なお、執行猶予付きの刑に処せられた場合、当該執行猶予は考慮せず、刑のみを処分の判断基準とする。

5 不正行為、処分事由が複合する場合の基準

(1) 1つの不正行為が複数の処分事由に該当（又は1つの処分事由に複数該当）する場合

最も重い処分に該当する処分事由を適用する。

(例) 許可業者が談合で起訴され、法人が罰金刑、代表役員（辞任者）が懲役刑、支店長が罰金刑に処せられた場合

→ 営業停止期間について、法人が1年、代表役員が1年、支店長が120日となるので、営業停止1年が該当処分となる。

(2) 複数の不正行為が同時期に行われ、複数の処分事由に該当（又は1つの処分事由に複数該当）する場合

各処分事由に係る営業停止日数を合算する。（指示処分は個別に行う。）

(例) 許可業者が許可のない業種に該当する工事を請け負い、かつそれを別業者に一括下請で出した場合

→ 無許可営業（営業停止7日）と一括下請（営業停止15日）に該当するので、7日+15日で営業停止22日が該当処分となる。

6 情状により加重・減軽措置を行う場合の基準

原則として、該当処分を起点として次の順序で措置判断を行う。（独占禁止法第3条違反に限り営業停止日数の加重は2倍から措置判断を行う。）

ただし、営業停止日数は最長1年を限度とする。

(加重) 指示→営業停止（日数×1）→同（日数×1.5）→同（日数×2）
→同（日数×2.5）・・・→許可の取消

(減軽) 営業停止（日数×1）→同（日数×0.5）→指示

*営業停止日数の小数点以下切捨

情状には、①営業停止処分を受けた者が当該営業停止期間満了後3年（独占禁止法第3条違反に限り10年）を経過するまでの間に同種の不正行為を繰り返して行った場合、②指示処分を受けた者が当該指示処分を受けた日から3年を経過するまでの間に同種の不正行為を繰り返して行った場合、③その他情状を重く（又は軽く）みる場合が該当する。

なお、許可業者の不正行為で法第28条第1項本文に該当する場合は、「指示処分に従わないとき」と判断される場合を除き指示から営業停止への加重はしない。

7 営業停止処分により停止を命ずる行為

営業停止処分により停止を命ずる行為は、請負契約の締結及び入札、見積り等これに付随する行為並びに新築住宅の引渡における瑕疵担保責任の資力確保措置に係る供託及び届け出等とする。営業停止処分を受けた許可業者又は無許可業者が当該営業停止の期間中に行えない行為及び当該営業停止の期間中でも行える行為の例は、**別表1のとおり**とする。

なお、別表1の行為には、法第3条に規定する政令で定める軽微な建設工事も含まれる。

8 不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分

不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）に、不正行為等の後、合併、会社分割、営業譲渡、事業継承、法人替又は組織変更があった場合で、行為者の営業を承継した建設業者（以下「承継者」という。）の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるとき

- ① 行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行う。
- ② 行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行う。

9 法第29条（第1項6号を除く。）に基づく許可の取消処分

法第29条（第1項6号を除く。）に規定する次の事項に該当した場合、この基準によらず、同条に基づき許可の取消処分を行う。

- (1) 業務に関するしないを問わず、在任中の法人の役員等、個人、在任中の支店長・支配人等政令で定める使用人が我が国全ての法令違反で禁錮以上の刑に処せられたとき（刑の確定を基準とし、執行猶予は考慮しない。）
- (2) 業務に関するしないを問わず、法人、在任中の法人の役員等、個人、在任中の支店長・支配人等政令で定める使用人が法第8条8号に規定する次の法令違反で罰金刑に処せられたとき（刑の確定を基準とし、執行猶予は考慮しない。）
（法第8条8号に規定する法令）
 - ①建設業法
 - ②建築基準法第9条第1項又は第10項前段の規定
 - ③宅地造成等規制法第14条第2項、第3項又は第4項前段の規定
 - ④都市計画法第81条第1項
 - ⑤景観法第64条第1項
 - ⑥労働基準法第5条又は第6条
 - ⑦職業安定法第44条
 - ⑧労働者派遣法第4条第1項
 - ⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項の規定を除く。）
 - ⑩刑法（第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の3（凶器準備集合罪）、第222条（脅迫罪）、第247条（背任罪））
 - ⑪暴力行為等処罰に関する法律
- (3) 上記の他、法第29条に規定する各事項

10 その他

- (1) 不正行為に対する処分に係る調査等は、原則として当該不正行為があった時から3年以内に行うものとする。ただし、他法令違反等に係る処分事由に該当する不正行為であって、公訴提起されたもの等については、この限りでない。
- (2) 次のいずれかに該当し処分を行う（又は検討する）場合、総合振興局又は振興局は事前に不正行為の内容及び該当する処分内容について本庁へ報告し、協議の上、処分を決定する。
 - ①この基準の処分事由に該当し処分を行う場合
 - ②この基準の処分事由に該当する可能性があり処分を検討する場合
 - ③法第29条（第1項6号を除く。）の規定に該当する可能性があり検討の余地がある場合
- (3) この基準に特別の定めがない事項等については別途定める。

◎具体的な処分基準

- 許可業者（法別表第1に規定する工事に係る1以上の業種について、法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者）の処分基準

別表2のとおり

- 無許可業者（法別表第1に規定する工事に係る全ての業種について、法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者）の処分基準

別表3のとおり

附 則

- 1 この基準は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 この基準は、その施行後に不正行為が行われたものから適用する。
- 3 この基準の施行前に行われた不正行為については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成18年1月4日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成20年3月27日から施行する。
- 2 この基準による改正後の北海道における建設業許可業者又は無許可業者の不正行為に対する監督処分の基準は、平成20年5月1日以後に不正行為が行われたものから適用し、同日前に行われた不正行為については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 この基準は、その施行後に不正行為が行われたものから適用する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 改正後の北海道における建設業許可業者又は無許可業者の不正行為に対する監督処分の基準は、施行日以後において行われた不正行為から適用し、施行日前において行われた不正行為については、なお従前の例による。

一 営業停止の期間中に行えない行為

- 1 新たな建設工事の請負契約の締結（仮契約等に基づく本契約の締結を含む。）
- 2 処分を受ける前に締結された請負契約の変更であって、工事の追加に係るもの（工事の施工上特に必要があると認められるものを除く。）
- 3 前2号及び営業停止期間満了後における新たな建設工事の請負契約の締結に関連する入札、見積り、交渉等
- 4 営業停止処分に地域限定が付されている場合にあっては、当該地域内における前各号の行為
- 5 営業停止処分に業種限定が付されている場合にあっては、当該業種に係る第1号から第3号までの行為
- 6 営業停止処分に公共工事に係る限定が付されている場合にあっては、当該工事に係る第1号から第3号までの行為

二 営業停止の期間中でも行える行為

- 1 建設業許可、経営事項審査、入札の参加資格審査の申請
- 2 処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工
- 3 施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工
- 4 アフターサービス保証に基づく修繕工事等の施工
- 5 災害時における緊急を要する建設工事の施工
- 6 請負代金等の請求、受領、支払い等
- 7 企業運営上必要な資金の借入れ等

*** 上記の行為には、法第3条に規定する政令で定める軽微な建設工事（1件の請負代金の額が500万円未満（建築一式工事にあつては、請負代金の額が1,500万円未満又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事）となる工事）も含まれる。**

(別表2)

○許可業者（法別表第1に規定する工事に係る1以上の業種について、法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者）の処分基準

原則として下表のとおり処分することとする。

なお、情状により必要な加重・減軽措置を行う。

処分事由	処分事由の内訳	該当処分
1 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反） ＊法第28条第1項2号又は3号該当 ＊内訳に規定する者には、刑に処せられた時点で辞任又は退職している者も含む	a 法人、法人の代表権のある役員等、個人が刑に処せられたとき（禁錮以上の刑の場合、在任中の法人の代表権のある役員等、個人を除く。）	営業停止 1年
	b 法人の代表権のない役員等、支店長・支配人等政令で定める使用人が刑に処せられたとき（禁錮以上の刑の場合、在任中の者を除く。）	営業停止 120日
	c 法人の役員等、個人、支店長・支配人等政令で定める使用人以外の当該建設業者の職員が刑に処せられたとき	営業停止 60日
	d 法人、個人に独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があったとき（独占禁止法第7条の2第18項に基づく通知を受けた場合を含む。）	営業停止 30日
2 虚偽申請 ＊法第28条第1項2号該当	a 公共工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたとき、その他公共工事の入札及び契約手続について不正行為を行ったとき（下記c、eに規定される場合を除く。）	営業停止 15日
	b 上記処分事由が故意又は重過失によらない場合	指 示
	c 完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたとき	営業停止 30日
	d 上記処分事由が故意又は重過失によらない場合	指 示
	e 上記cの場合において、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の5の（一）に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となった計算書類、財務諸表等の内容に虚偽があったとき	営業停止 45日
	f 上記処分事由が故意又は重過失によらない場合	指 示

処分事由	処分事由の内訳	該当処分
3 一括下請負 * 法第28条第1項4号該当	a 建設業者が法第22条の規定に違反したとき	営業停止 15日
	b 上記処分事由のうち、元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設工事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状があるとき	指 示
4 主任技術者等の不設置等 * 法第28条第1項本文又は2号又は5号該当	a 法第26条の規定に違反して、主任技術者又は監理技術者を置かなかつたとき（資格要件を満たさない者を置いたときを含む。）	営業停止 15日
	b 上記処分事由が故意又は重過失によらない場合	指 示
	c 主任技術者又は監理技術者が法第26条第3項に規定する専任義務に違反したとき	指 示
	d 上記処分事由に係る指示処分に従わないとき	営業停止 7日
	e 主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適當であり、かつ、その変更が公益上必要であると認定の上、当該技術者の変更について書面勧告を行ったにもかかわらず、勧告に従わないとき	指 示
	f 上記処分事由に係る指示処分に従わないとき	営業停止 7日
5 粗雑工事等による重大な瑕疵 * 法第28条第1項2号該当	a 施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたとき	営業停止 7日
	b 該当建設業者が自主的かつ速やかに民法第634条に規定する瑕疵補修義務を履行するなど、上記処分事由に情状の余地がある場合	指 示
6 施工体制台帳等の不作成 * 法第28条第1項2号該当	a 法第24条の7に規定する施工体制台帳又は施工体系図を作成せず、又は虚偽の施工体制台帳又は施工体系図の作成を行ったとき	営業停止 7日
	b 上記処分事由が故意又は重過失によらない場合	指 示

処分事由	処分事由の内訳	該当処分
7 無許可業者等との下請契約 * 法第28条第1項6号又は7号又は8号該当	a 情を知って、元請又は下請の立場で、法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結したとき	営業停止 7日
	b 情を知らずに、上記処分事由に該当する場合	指 示
	c 情を知って、下請の立場で、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が法第3条第1項2号の政令で定める金額（建築一式工事は6,000万円、それ以外は4,000万円）以上となる下請契約を締結したとき	営業停止 7日
	d 情を知らずに、上記処分事由に該当する場合	指 示
	e 情を知って、元請又は下請の立場で、営業の停止（又は禁止）処分を受けた者と当該停止（又は禁止）されている営業の範囲に係る下請契約を締結したとき	営業停止 7日
8 無許可営業 * 法第28条第1項2号該当	a 法第3条第1項及び第2項の規定に違反して、許可を受けた建設業の業種以外の業種に該当する工事を請け負ったとき	営業停止 7日
	b 上記処分事由で情状の余地があるとき	指 示
	c 発注者から直接請け負った一般建設業者が法第3条第1項2号の規定に違反して、下請代金の額が政令で定める金額（建築一式工事は6,000万円、それ以外は4,000万円）以上となる下請契約を締結したとき	営業停止 7日
9 公衆危害 * 法第28条第1項1号該当	a 建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、法人、法人の役員等、個人、支店長・支配人等政令で定める使用人が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合（法人の役員等、支店長・支配人等政令で定める使用人は、刑に処せられた時点で辞任又は退職している者も含む。但し、禁錮以上の刑の場合、在任中の者を除く。）	営業停止 7日
	b 上記以外の場合で、危害の程度が軽微であると認められるとき	指 示
	c 建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に危害を及ぼすおそれが大であり、直ちに危害を防止する措置を行う旨勧告を行ったにもかかわらず、勧告に従わないとき	指 示
	d 上記処分事由に係る指示処分に従わないとき	営業停止 7日

処分事由	処分事由の内訳	該当処分
10 住宅瑕疵担保履行法違反 * 法第28条第1項9号該当	a 建設業者が住宅瑕疵担保履行法第5条の規定に違反したとき	指 示
	b 上記aの指示処分に従わないとき	営業停止 15日
	c 建設業者が住宅瑕疵担保履行法第3条第1項及び第7条第1項の規定に違反したとき	指 示
	d 上記cの指示処分に従わないとき	営業停止 7日
11 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反（健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の未加入の場合に限る。） * 法第28条第1項3号該当	a 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認されたとき	指 示
	b 上記処分事由に係る指示処分に従わないとき	営業停止 3日
12 建設業者の業務に関する他法令違反（入札契約適正化法及びこの表に別途規定があるものを除く。） * 法第28条第1項3号該当 * 内訳に規定する者には、刑に処せられた時点で辞任又は退職している者も含む	a 法令違反後辞任した法人の役員等、法令違反後辞任した支店長・支配人等政令で定める使用人が懲役以上の刑に処せられたとき	営業停止 7日
	b 法令違反後辞任した法人の役員等、法令違反後辞任した支店長・支配人等政令で定める使用人が禁錮刑に処せられたとき	営業停止 3日
	c 法第8条8号に規定する他法令違反で、法令違反後辞任した法人の役員等、法令違反後辞任した支店長・支配人等政令で定める使用人が罰金刑に処せられたとき	営業停止 3日
	d 法第8条8号に規定する以外の他法令違反で、法人、法人の役員等、個人、支店長・支配人等政令で定める使用人が罰金以下の刑に処せられたとき	指 示
	e 法第8条8号に規定する他法令違反で、法人、法人の役員等、個人、支店長・支配人等政令で定める使用人が拘留・科料の刑に処せられたとき	指 示
	f 法人、法人の役員等、個人、支店長・支配人等政令で定める使用人が他法令違反に基づく行政処分を受けたとき	指 示

処分事由	処分事由の内訳	該当処分
13 その他の不正行為で法第28条第1項各号の一に該当するもの	a 社会通念上悪質と判断される場合（故意又は重過失による場合、情状の余地がない場合等）又は該当処分事由に係る指示処分に従わないとき（この表に別途規定があるものを除く。）	営業停止 * 日数は個別に決定する
	b 上記以外の場合	指示
14 不正行為の情状が特に重い場合又は営業停止違反 * 法第29条第1項6号該当	a 不正行為が法第28条第1項各号の一に該当し、情状が特に重い場合（営業停止処分を受けた建設業者が当該営業停止期間の満了後3年（独占禁止法第3条違反に限り10年）を経過するまでの間に同種の不正行為を繰り返して行った場合等、その他社会通念上特に悪質と判断される場合）	許可の取消
	b 営業停止違反（営業停止期間中に禁止されている行為を行った場合）	許可の取消
15 その他の不正行為で法第28条第1項本文に該当するもの	a 法第28条第1項各号の一に該当する場合を除き、法の規定（第19条の3、第19条の4及び第24条の3から第24条の5までを除き、入札契約適正化法第13条第3項の規定により読み替えて適用される第24条の7第4項を含む。）、入札契約適正化法第13条第1項若しくは第2項の規定又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反する不正行為を行ったときで、行政指導では建設業者の自主的な改善等が見込めない場合（例えば、法第11条に規定する変更等の届出を行わない場合、法第40条に規定する標識を掲示しなかった場合等を指す。）	指示
	b 上記処分事由に係る指示処分に従わないとき	営業停止 3日

(別表3)

○無許可業者（法別表第1に規定する工事に係る全ての業種について、法第3条第1項の許可を受けないで建設業を営む者）の処分基準

原則として下表のとおり処分することとする。

なお、情状により必要な加重・減軽措置を行う。

処分事由	処分事由の内訳	該当処分
1 契約締結の過程に関する法令違反（刑法違反（詐欺罪）、特定商取引に関する法律違反） ＊法第28条第2項2号該当 ＊内訳に規定する者には、刑に処せられた時点で辞任又は退職している者も含む	a 法人、法人の代表権のある役員等、個人が刑法違反（詐欺罪）に係る刑に処せられたとき	営業停止 90日
	b 法人の代表権のない役員等、支店長・支配人等政令で定める使用人が刑法違反（詐欺罪）に係る刑に処せられたとき	営業停止 60日
	c 法人の役員等、個人、支店長・支配人等政令で定める使用人以外の当該建設業を営む者の職員が刑法違反（詐欺罪）に係る刑に処せられたとき	営業停止 30日
	d 法人の役員等、個人、支店長・支配人等政令で定める使用人が特定商取引に関する法律違反に係る懲役以上の刑に処せられたとき	営業停止 7日
	e 法人の役員等、個人、支店長・支配人等政令で定める使用人が特定商取引に関する法律違反に係る禁錮刑に処せられたとき	営業停止 3日
	f 法人、法人の役員等、個人、支店長・支配人等政令で定める使用人が特定商取引に関する法律違反に係る罰金以下の刑に処せられたとき	指 示
	g 法人、個人が特定商取引に関する法律第7条（訪問販売）、第14条（通信販売）、第22条（電話勧誘販売）、第38条（連鎖販売取引）、第46条（特定継続的役務提供）、第56条（業務提供誘引販売取引）に規定する行政処分（指示処分）を受けたとき	指 示
	h 法人、個人が特定商取引に関する法律第8条第1項（訪問販売）、第15条第1項（通信販売）、第23条第1項（電話勧誘販売）、第39条第1項（連鎖販売取引）、第47条第1項（特定継続的役務提供）、第57条第1項（業務提供誘引販売取引）に規定する行政処分（業務等の停止命令）を受けたとき	指 示
2 粗雑工事等による重大な瑕疵 ＊法第28条第2項2号該当	a 施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたとき	営業停止 7日
	b 該当建設業を営む者が自主的かつ速やかに民法第634条に規定する瑕疵補修義務を履行するなど、上記処分事由に情状の余地がある場合	指 示

処分事由	処分事由の内訳	該当処分
3 無許可営業 * 法第28条第2項2号該当	a 法第3条第1項及び政令第1条の2第1項の規定に違反し、無許可で1件の請負代金の額が500万円以上（建築一式工事にあつては、請負代金の額が1,500万円以上又は延べ面積が150㎡以上の木造住宅工事）となる工事を請け負ったとき（同一の建設業を営む者が工事の完成を2以上の契約に分割して請け負った場合は、各契約の請負代金の合計額をもって判断額とする。）	営業停止 7日
4 公衆危害 * 法第28条第2項1号該当	a 建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、法人、法人の役員等、個人、支店長・支配人等政令で定める使用人が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合（法人の役員等、支店長・支配人等政令で定める使用人は、刑に処せられた時点で辞任又は退職している者も含む。）	営業停止 7日
	b 上記以外の場合で、危害の程度が軽微であると認められるとき	指 示
	c 建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に危害を及ぼすおそれが大であり、直ちに危害を防止する措置を行う旨勧告を行ったにもかかわらず、勧告に従わないとき	指 示
	d 上記処分事由に係る指示処分に従わないとき	営業停止 7日
5 その他の不正行為で法第28条第2項各号の一に該当するもの	a 社会通念上悪質と判断される場合（故意又は重過失による場合、情状の余地がない場合等）又は該当処分事由に係る指示処分に従わないとき（この表に別途規定があるものを除く。）	営業停止 * 日数は個別に決定する
	b 上記以外の場合	指 示